申込日　　　　　　　　年　　　月　　　日

北海道電力株式会社　御中

**電力受給契約変更申込書（固定価格買取制度対象・低圧太陽光発電設備）**

貴社と締結している電力受給契約について，「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「契約要綱」）」を承諾のうえ，以下のとおり変更を申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者氏名（契約名義） | （フリガナ）印　 | 主任技術者 | 印　※自家用電気工作物となる場合のみ記入 |
| 電話番号（固定） | **－　　　　　　　　　　－** | インボイス登録番号 | ※適格請求書発行事業者に該当する場合のみ記入 |
| 電話番号（携帯） | **－　　　　　　　　　　－** |
| ｅﾒｰﾙ |  |
| 申込種別 | **□設備変更**（□モジュールの変更　□インバータの変更 □その他発電設備の併設　□その他〔　　　　　　　　　　　　〕　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備ＩＤ  |  | 配線方法 | □余剰型配線　　　□全量型配線 |
| 法人事業税 | □ 収入金課税対象（法人）　　□ 対象外（個人）　いずれかにチェックマークをご記入ください。いずれかご不明な場合は，税務署にご確認願います。 |
| 発電設備設置場所 | 〒　　　 |
| 発電設備所有者住所 | 〒※上記発電設備設置場所とご連絡先が異なる場合は，ご記入をお願いいたします。 |
| 業種・用途 | □住宅　 □住宅兼店舗　 □店舗　 □事務所　 □屋根貸し　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電気方式 | 供給電圧 | □単相２線式　□単相３線式　□３相３線式 | □１００V　□１００/２００V　□２００V □その他（　　　　 ） |
| 受給開始希望日 |  　 　　年 　　 　 月 　 　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込発電設備 | **太陽光発電設備** | その他（併設）発電設備　※１ |
| 【変更前】 | 【変更後】【発電種類】 |
| モジュール出力 | ※小数第３位まで（第４位は切捨） | 　　 | **.** |  |  |  | 　　　kW |  | **.** |  |  |  | kW |  |
| （上段）変更前　　（下段）変更後 |
| インバータ出力 | ※小数第３位まで（第４位は切捨） |  | **.** |  |  |  | kW |  | **.** |  |  |  | kW |  | ． |  |  |  | kW |
|  | ． |  |  |  | kW |
| 技術要件 | 逆潮流あり | 逆潮流あり | 逆潮流　　□あり　□なし　 |
| 自立運転 | □あり 　□なし | □あり 　□なし | ☐あり　 ☐なし |
| 購入契約 | あり | あり | なし　※２ |

※１　「太陽光発電」に加えて「その他発電設備」を併設する場合，別紙「太陽光発電設備とその他発電設備を併設する場合」を提出いただきます。

※２　「その他発電設備」からの逆潮流がある場合，固定価格買取制度に基づく本電力受給契約における「太陽光発電」の受給電力量を正確に把握するため，一般送配電事業者が別に定める託送供給等約款に基づき，「その他発電設備」と「太陽光発電」からの逆潮流量を区分して計量する「差分計量」方式にしていただく必要があります。なお，「その他発電設備」からの電力受給については，契約要綱の適用対象外（本申込書の対象外）となります。

【申し込み手続きに関する委任の意思表示】

申し込み手続きに関する以下の項目について，　□ 下記の者に委任いたします　　□ 委任いたしません

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委任項目 | □　本申込手続きに関わる連絡先□　工事費負担金等相当額の請求□　各契約書類（メール）の受け取り | （委任先１）　　住所会社名・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号・ｅﾒｰﾙ |
| □　本申込手続きに関わる連絡先□　工事費負担金等相当額の請求□　各契約書類（メール）の受け取り | （委任先２）　　住所会社名・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号・ｅﾒｰﾙ |

【本申し込みにおける同意事項】

以下のいずれかに該当する場合には，本申し込みは撤回するものとし，本申し込みのうち接続に係る規定に関する申し込みについて，貴社との受給契約が一部成立している場合であっても，当該受給契約が貴社によって解除されることに同意します。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づき経済産業大臣から受けた事業計画認定の効力が失われた場合または取消しとなった場合

○貴社が再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合

○本申し込みについて，貴社が一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社，以下「当該一般送配電事業者」という。）から発電量調整供給契約の変更申し込みの承諾が得られない場合

○当該一般送配電事業者が算定し，工事着手前に貴社を通じて請求される左記再生可能エネルギー発電設備等（以下「本発電設備」という。）の系統連系に必要な費用（以下「工事費負担金等相当額」という。）を貴社の定める支払期日までに支払わない場合

○本申し込みのうち接続に係る規定に関する申し込みについて，受給契約が一部成立して相応の期間経過してもなお，事業計画認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含む。）を取得しない場合

○特段の理由がないにも関わらず受給開始希望日を経過してもなお，電気の供給を開始しない場合

○契約要綱28（受給契約の解約等）のいずれかに該当すると貴社が判断した場合

○再エネ特措法その他関係法令等および契約要綱に反した場合

また，本申し込みに関して，以下の点についても，併せて同意します。

○当該一般送配電事業者が別に定める託送供給等約款（以下「託送約款」という。）等における発電者に関する事項を遵守すること

〇本発電設備に適用される出力制御ルール※を理解のうえ，当該出力制御ルールに基づく対応に応じること

　※出力制御ルールの詳細は，以下の当該一般送配電事業者ホームページをご確認願います。

　　<https://www.hepco.co.jp/network/renewable_energy/fixedprice_purchase/megasolar_handling.html>

○本発電設備は，託送約款の定めにより貴社が設定する発電バランシンググループに属すること

〇発電量調整供給契約の申込みに係る当該一般送配電事業者による承認を確認のうえ，貴社が電磁的記録等により発行する「電力受給契約の変更申込みの一部承諾（接続に係る規定）等のご案内」により，本申し込みのうち接続に係る規定に関する申し込みについて承諾され，受給契約はその承諾の限りにおいて，一部成立すること

〇貴社が特定契約の申し込みを承諾しない場合を除き，特定契約の内容は，貴社が電磁的記録等により発行する「電力受給契約の変更申込みの承諾のご案内」により通知されること

○貴社が当該一般送配電事業者から工事完成後，工事費の精算を受けた場合は，すみやかに貴社を通じて請求される工事費負担金等相当額の精算を行うこと

○本申し込みを撤回した場合，本申し込みの内容の検討に要した費用等を貴社を通じて当該一般送配電事業者に支払うこと

【添付資料】

|  |  |
| --- | --- |
| ①共通 | ②提出条件あり |
| □ 発電設備の概要□ 発電設備情報□ 保護継電器整定一覧表□ 屋内配線の電圧上昇値の簡易計算書□　図面（ □ 平面図 ・ □立面図 ・ □ 単線結線図）□　連絡先（連絡体制）※「発電設備の概要」については，発電量調整供給契約申し込み時における北海道電力ネットワーク株式会社の指定様式となります。 | ＜蓄電池増設の場合＞□ 蓄電池仕様書 |

【北海道電力記入欄】

※ 北海道電力株式会社では，ご提供いただいた個人情報は，電気事業の範囲内で利用いたします。

別　紙

**本書（別紙）は余剰型配線の太陽光発電設備に加えてその他発電設備を併設する場合のみご提出いただきます。太陽光発電設備のみ設置の場合､ご提出いただく必要はありません。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者氏名（契約名義） | （フリガナ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | 申込日 | 　　年　　月　　日 |
| 発電設備設置場所 |  | 電話番号 | 　　　　－　　　－ |

**【太陽光発電設備とその他発電設備を併設する場合】**

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく､適切な運用を図るため､次の事項にご記入願います。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　その他発電設備の種類（記載例：ガスエンジン､燃料電池､蓄電池　等） |  |
| ②　太陽光発電から当該一般送配電事業者の系統への逆潮流が発生する場合における「その他発電設備」の状況 | 停止する　・　停止しない |
| ③　②で「停止しない」場合､「その他発電設備」から当該一般送配電事業者の系統への逆潮流発生の可能性 | 有　・　無 |

②で「停止する」場合は､**太陽光発電単独**で設置される場合と同様の単価で購入いたします。

②で「停止しない」場合は､太陽光以外の**併設自家発電設備あり**として取扱います。

③で「有」の場合は､「太陽光発電設備」と「その他発電設備」の逆潮流量を区分して計量する「差分計量」方式にしていただく必要があります。なお，「その他発電設備」からの電力受給については、契約要綱の適用対象外（本申込書の対象外）となります。

上表の記載内容と提出いただいた図面の記載内容･現地の状況が異なる場合の取扱いは､別途協議させていただきます。

以　上

